

屋外広告物許可更新の手続きについて

広告物の許可を更新する場合は、申請書類2部（正本・副本各1部 副本はコピーでも可）を郵送または担当窓口へ直接お持ちください。

- 1 必要な書類等
- ① 屋外広告物許可期間更新申請書（様式第2号）
 - ② 広告物等のカラー写真（申請前1月以内に撮影したもの）
 - ③ 屋外広告物点検報告書（様式第3号）（申請前3月以内に行ったもの）
 - ④ 点検実施者の資格等を証する書面又は写し（堅ろうな広告物の場合）
 - ⑤ 使用承諾書又は契約書の写し（土地または建物等借用している場合）
 - ⑥ 道路占用許可書の写し（道路を占用している場合）

- 2 手数料 申請書類の審査後に更新申請手数料の納付書を郵送しますので、最寄りの市指定金融機関又は市役所 1 階金融機関窓口にて納付し、領収書の写しを都市計画課計画推進係へお送りください。

手数料の納付確認後、許可書及び許可済シールを発行します。

〈市指定金融機関〉

みずほ銀行、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、浜松磐田信用金庫、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、遠州中央農業協同組合

※上記以外の金融機関でも納付はできますが、納付手数料は申請者の負担となりますので、ご了承ください。

- 3 許可の期間
- ・許可期間は、通常2年以内です。
 - ・はり紙、はり札、立看板等の簡易広告物は30日以内です。
- 4 許可済シール写真の提出
- 更新許可書を受取後、同封の許可済シールを広告物に貼り、許可済シールの貼付けが確認できるカラー写真を提出してください。
- ※メールでも提出いただけます。管理のためメールの表題については、「屋外広告物更新許可済シールの貼付けについて（許可番号〇〇〇）」としてください。

- 5 問い合わせ先
- 袋井市役所 都市建設部 都市計画課 計画推進係
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1
TEL：0538-44-3122 FAX：0538-44-3145
メール：toshikei@city.fukuroi.shizuoka.jp